

環境保護事業一覧
(環境保護法のガイドラインに関する政令の改正に関する
2019年5月13日付政令 40/2019/ND-CP の別表 III)

- (1) グレード IV 以上の市街地のための 1 日 (24 時間) 当たり 2,500 立方メートル以上の
廃水処理の集中処理設備の建設
- (2) 一般的な固形廃棄物の収集・輸送・集中処理設備の建設
- (3) 有害廃棄物の処理や共同処理
- (4) 公共エリアでの汚染環境の処理・修復
- (5) 石油流出、化学的事件その他環境に関する事故の対応
- (6) 工業団地や手工芸品村のクラスターの環境保護のための技術インフラ開発
- (7) 深刻な観光汚染をもたらす施設の移転および稼働の変更
- (8) 環境モニタリング
- (9) 火葬と電気火葬
- (10) 環境・環境被害・環境衛生の評価のための物品、輸入された廃棄物、機械、設備、
技術
- (11) 環境を保護するための発明または解決策に関する特許で政府の認可を受けたもの
についての生産・応用
- (12) 天然資源・環境省のベトナムグリーンラベルを受賞した環境に優しい製品の生産、
州当局により認定された廃棄物処理施設の固形廃棄物(国内の産業有害廃棄物)のリ
サイクル処理からの製品の生産
- (13) 適合証明書を受けたガソリン、ディーゼルおよび生物学的エネルギーの生産およ
びバイオ炭、風力、太陽光、潮、地熱によるエネルギー及び他の形態の再生可能エ
ネルギーからのエネルギーの生産
- (14) 廃棄物の集中・輸送・処理のために直接使用する道具・機械・機器、廃水の自動
継続モニタリングと排出の機器、計量機器、標本抽出・環境分析用機器、再生可能
エネルギーの生産、及び環境事故に対応・処理するための製品の生産および輸入
- (15) 資源環境省の認定した環境配慮型施設に関する生産、事業およびサービス活動

以上